

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
北茨城市	中郷地区 (上桜井・下桜井・足洗・小野矢指・ 栗野・日棚・松井・石岡)	令和4年2月28日	平成31年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	480.16 ha
上桜井	81.55 ha
下桜井	42.50 ha
足洗	39.59 ha
小野矢指	36.46 ha
栗野	75.57 ha
日棚	45.28 ha
松井	78.26 ha
石岡	80.95 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農業者(農地所有者又は耕作者)の耕作面積の合計	351.80 ha
上桜井	60.58 ha
下桜井	30.93 ha
足洗	28.31 ha
小野矢指	28.75 ha
栗野	53.47 ha
日棚	31.10 ha
松井	61.38 ha
石岡	57.28 ha
③地区内における65才以上の農業者(農地所有者又は耕作者)の耕作面積の合計	316.22 ha
上桜井	52.69 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	11.77 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	6.74 ha
下桜井	27.19 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	5.27 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	5.04 ha
足洗	28.48 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	3.57 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	4.77 ha
小野矢指	25.45 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	4.36 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	3.18 ha

粟野	44.44 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	6.89 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	6.23 ha
日棚	30.80 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	6.65 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	6.22 ha
松井	57.58 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	11.34 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	12.16 ha
石岡	49.59 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	11.10 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	6.96 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	49.45 ha
上桜井	19.20 ha
下桜井	19.15 ha
足洗	1.30 ha
小野矢指	0.00 ha
粟野	5.00 ha
日棚	0.00 ha
松井	2.70 ha
石岡	2.10 ha

〔地区内集落の特性〕

・上桜井	田67.68ha(83.0%) / 畑13.87ha(17.0%)
・下桜井	田35.84ha(84.3%) / 畑6.66ha(15.7%)
・足洗	田32.37ha(81.8%) / 畑7.21ha(18.2%)
・小野矢指	田23.53ha(64.5%) / 畑12.94ha(35.5%)
・粟野	田63.21ha(83.6%) / 畑12.36ha(16.4%)
・日棚	田27.44ha(60.6%) / 畑17.83ha(39.4%)
・松井	田56.51ha(72.2%) / 畑21.75ha(27.8%)
・石岡	田66.76ha(82.5%) / 畑14.19ha(17.5%)

多面的機能支払交付金対象(上桜井区環境を守る会)
 基盤整備事業実施、地域集積協力金交付済み
 地域集積協力金交付済み
 多面的機能支払交付金対象(小野矢指水と農地保全の会)、地域集積協力金交付済み
 多面的機能支払交付金対象(中郷水土里農保全会)、地域集積協力金交付済み
 多面的機能支払交付金対象(日棚地区農業保全の会)
 多面的機能支払交付金対象(松井地区農業保全の会)

〔アンケート調査〕

- ・平成30年度において農業委員会が主体となり《農地の利用意向に関する調査》を実施した。
- ・アンケートの送付対象者は所有する農地の合計面積が1,000㎡を超える者である。

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

【上桜井】

65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は18.51haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は19.20haで充足しているため、中心経営体で引受けできるよう取り組む必要がある。

【下桜井】

65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は10.31haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は19.15haで充足しているため、中心経営体で引受けできるよう取り組む必要がある。

【足洗】

65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は8.34haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は1.30haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。

<p>【小野矢指】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は7.54haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は0.00haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【粟野】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は13.12haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は5.00haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【日棚】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は12.87haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は0.00haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【松井】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は23.50haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は2.70haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【石岡】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は18.06haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は2.1haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【上桜井】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者9経営体、認定新規就農者等3経営体、その他2経営体が担うこととする。</p>
<p>【下桜井】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者7経営体、認定新規就農者2経営体、その他3経営体が担うこととする。</p>
<p>【足洗】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者2経営体、認定新規就農者等1経営体、その他1経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【小野矢指】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【粟野】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【日棚】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【松井】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者5経営体、認定新規就農者等1経営体、その他1経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【石岡】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者9経営体、認定新規就農者1経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地中間管理機構の活用方針】 ・農業をリタイア・経営転換する人については、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていくこととする。 ・農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員)と連携し、各地区の農地の利用意向についての情報を共有し、農地中間管理機構を通じた中心経営体への農地の集積・集約化に取り組む。</p>
<p>【土地改良事業等の取組方針】 ・土地改良事業等を実施する場合は、中心経営体へ農地を集積・集約化することとする。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	A	水稲	0.68 ha	水稲、野菜	4.18 ha	上桜井	
その他	B	水稲	1.94 ha	水稲	1.94 ha		
認農	C	水稲	2.20 ha	水稲	3.00 ha		
認農	D	水稲	1.14 ha	水稲	1.14 ha		
認就	E	水稲	0.30 ha	水稲	0.50 ha		
認農	F	水稲	11.79 ha	水稲	12.59 ha		
認就	G	水稲	1.60 ha	水稲	4.00 ha		
認就	H	—	0.00 ha	水稲	5.00 ha		
その他	I	水稲	0.46 ha	水稲	0.46 ha		
認農	J	水稲	0.90 ha	水稲	3.90 ha		
認農	K	水稲	3.00 ha	水稲	3.00 ha		
認農	L	水稲	3.37 ha	水稲	3.37 ha		
認農	M	水稲	4.50 ha	水稲	7.00 ha		
認農	N	水稲	0.47 ha	水稲	1.47 ha		
認農	A	水稲、野菜	0.34 ha	水稲、野菜	3.84 ha	下桜井	
その他	O	水稲	1.01 ha	水稲	1.50 ha		
認農	P	水稲	0.36 ha	水稲	0.36 ha		
認農	C	水稲	2.50 ha	水稲	3.00 ha		
認農	F	水稲	4.62 ha	水稲	5.02 ha		
認就	G	—	0.00 ha	水稲	4.00 ha		
認就	H	—	0.00 ha	水稲	5.00 ha		
その他	I	水稲	1.23 ha	水稲	1.23 ha		
認農	J	水稲	6.01 ha	水稲	11.01 ha		
認農	K	水稲	2.82 ha	水稲	2.82 ha		
その他	Q	水稲	1.16 ha	水稲	1.16 ha		
認農	R	水稲	3.74 ha	水稲	4.00 ha		
認農	F	水稲	8.59 ha	水稲	8.89 ha		足洗
認就	G	—	0.00 ha	水稲	1.00 ha		
認農	L	水稲	18.25 ha	水稲	18.25 ha		
その他	S	野菜	0.20 ha	野菜	0.20 ha		
認農	J	水稲	2.99 ha	水稲	2.99 ha	小野矢指	
認農	L	水稲	14.17 ha	水稲	14.17 ha		
認農	P	水稲	0.35 ha	水稲	0.35 ha	粟野	
認農	J	水稲	11.67 ha	水稲	16.67 ha		
認農	L	水稲	25.43 ha	水稲	25.43 ha		
認農	T	水稲	1.87 ha	水稲	1.87 ha		
認農	U	水稲	0.30 ha	水稲	0.30 ha		
認農	J	水稲	8.78 ha	水稲	8.78 ha	日棚	
認農	L	水稲	1.36 ha	水稲	1.36 ha		
その他	B	水稲	3.98 ha	水稲	3.98 ha	松井	
認農	F	水稲	1.18 ha	水稲	1.88 ha		
認就	G	—	0.00 ha	水稲	1.00 ha		
認農	J	水稲	0.83 ha	水稲	0.83 ha		
認農	K	水稲	0.51 ha	水稲	0.51 ha		
認農	L	水稲	1.89 ha	水稲	1.89 ha		
認農	T	水稲	4.38 ha	水稲	5.38 ha		
認農	A	水稲	0.07 ha	水稲	0.07 ha	石岡	
認農	V	水稲	1.70 ha	水稲	2.00 ha		
認農	D	水稲	2.04 ha	水稲	2.04 ha		
認農	F	水稲	1.24 ha	水稲	2.04 ha		
認就	G	—	0.00 ha	水稲	1.00 ha		
認農	J	水稲	1.68 ha	水稲	1.68 ha		
認農	K	水稲	3.20 ha	水稲	3.20 ha		
認農	L	水稲	1.64 ha	水稲	1.64 ha		
認農	U	水稲	0.38 ha	水稲	0.38 ha		
認農法	W	野菜	1.70 ha	野菜	1.70 ha		
計	23経営体		176.52 ha		225.97 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、この4類型以外で農地の利用集積・集約化に積極的に取り組む意欲がある者を「その他」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。